

防衛省組織令の一部を改正する政令案要綱

一 防衛装備庁調達管理部の所掌事務及び同部企業調査官の職務として、防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち装備品等及び役務の品質管理に係るものに関するを追加すること。（第百七

十六条及び第二百三条関係）

二 この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）